

## 目次

【別紙 1】 リスク分担表.....	1
【別紙 2】 個人情報特記事項.....	2
【別紙 3 - 1 ~ 8】 六華苑配置図・平面図.....	3
【別紙 4 - 1 ~ 2】 六華苑自主事業人数.....	11
【別紙 5】 空調設備保守点検仕様書.....	13
【別紙 6】 消防設備点検仕様書.....	14
【別紙 7】 池浄化設備保守点検仕様書.....	15
【別紙 8】 清掃業務作業表.....	16
【別紙 9】 清掃業務標準作業指示書.....	17
【別紙 10】 便所消臭除菌装置設置仕様書.....	18
【別紙 11】 警備業務委託共通仕様書.....	19
【別紙 12】 植栽.....	22

【別紙1】リスク分担表

種別	項目	内容	分担	
			市	受注者
経済リスク	物価変動	物価の変動に伴う経費の増		○
	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	資金調達	運転資金等の確保によるもの		○
リスク 制度	税制の変更	税制の変更によるもの	○	
	法令の変更	法令の変更によるもの		○
社会リスク	施設利用者等への対応	管理業務に係る施設利用者や施設周辺住民等からの苦情・要望等への対応		○
	環境保全	管理業務の遂行に伴う環境への悪影響によるもの		○
	第三者への賠償	下記以外のもの	協議事項	
		管理業務上の瑕疵による損害		○
不可抗力	不可抗力	暴風雨・地震等不可抗力による施設・設備の補修費用	協議事項	
労災	労務災害	業務従事者の労務災害等		○
再委託	再委託による損害	管理業務の一部を再委託された第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害		○

## 別紙2 個人情報取扱特記事項

この契約による業務の委託を受けた者は、業務を実施する過程で個人情報を取扱う場合において、以下の個人情報取扱に関する事項を遵守しなければならない。

### (基本事項)

第1 この契約による事務の処理の受注者は、この契約による事務を処理するにあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務の実施に当たり知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不正な目的に利用してはならない。

2 受注者は、その使用する者が在職中はもとより、退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不正な目的に利用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正な管理)

第3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん又はその他の事故の防止及び個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第4 受注者は、この契約に係る業務を実施するために、個人情報を収集するときは、あらかじめ発注者の承諾を得るとともに、当該契約に係る業務を実施するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (再委託の禁止)

第5 受注者は、あらかじめ発注者の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を実施するにあたって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (資料等の返還等)

第7 受注者は、この契約による業務を実施するにあたって発注者から提供され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写し、又は複製したものを含む。）を、この契約の終了後発注者の指示に基づいて返還、引き渡し、廃棄又は消去しなければならない。

### (事故発生時における報告)

第8 受注者は、この特記事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (契約解除及び損害賠償)

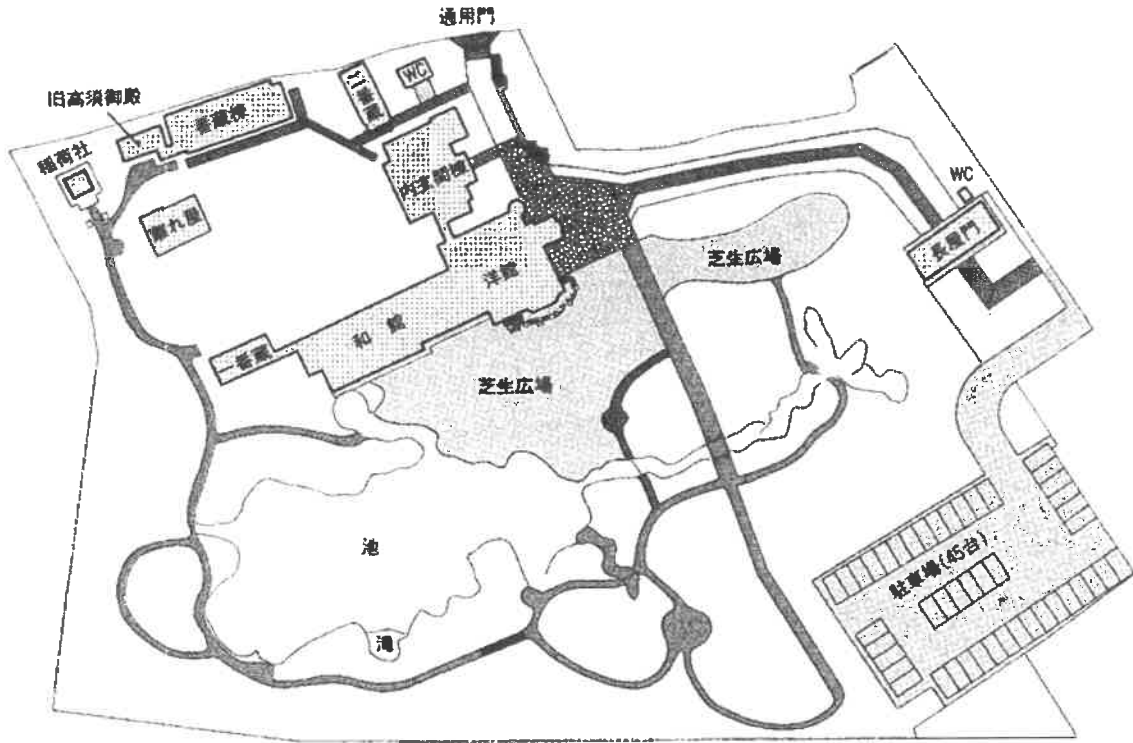
第9 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(以下余白)

【別紙3-1】

# 六華苑配置図・平面図

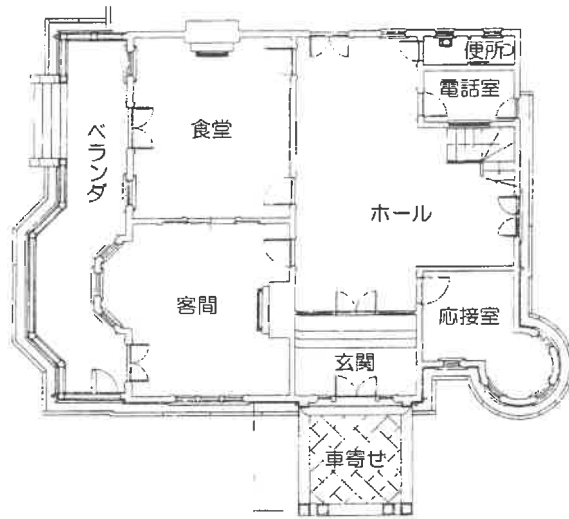
## 六華苑



【別紙3-2】

# 桑名市六華苑

## 洋館平面図



1階平面図

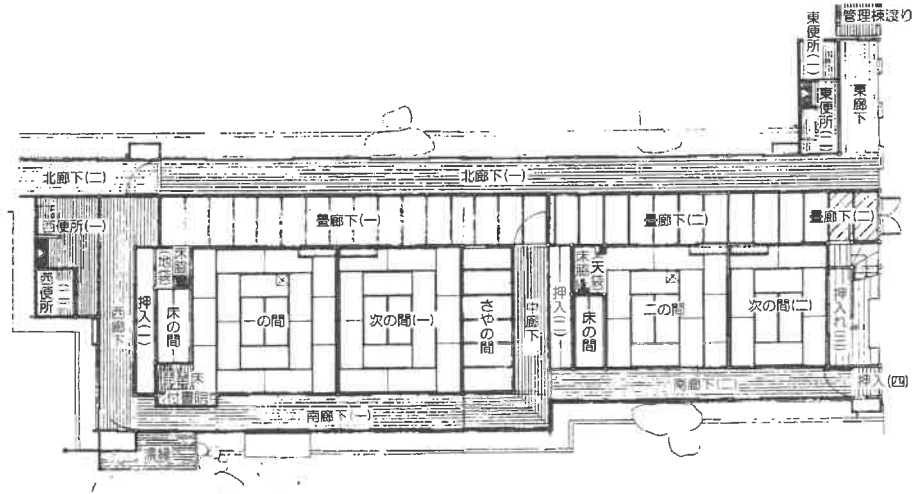


2階平面図

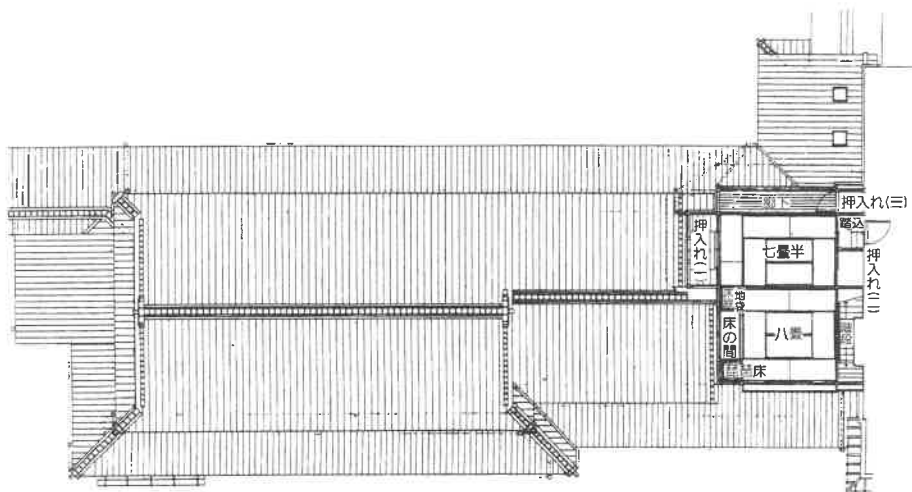
【別紙3-3】

# 桑名市六華苑

和館平面図



1階平面図

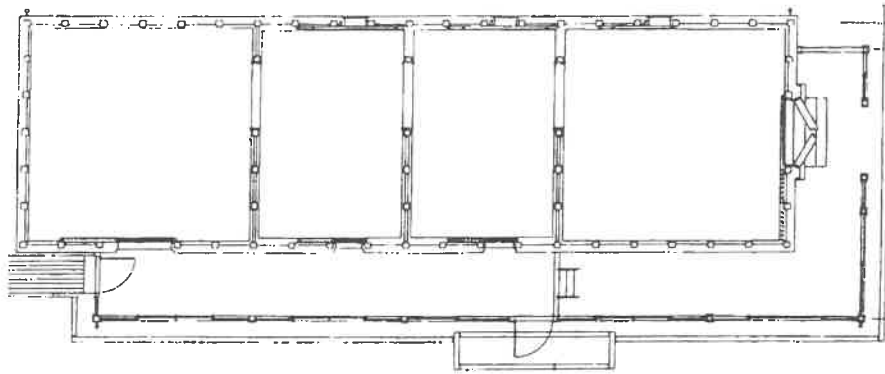


2階平面図

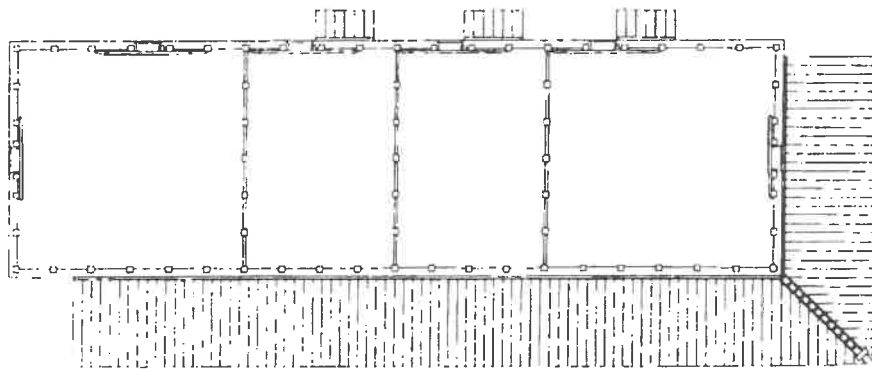
【別紙3-4】

# 桑名市六華苑

## 番蔵棟平面図



1階平面図

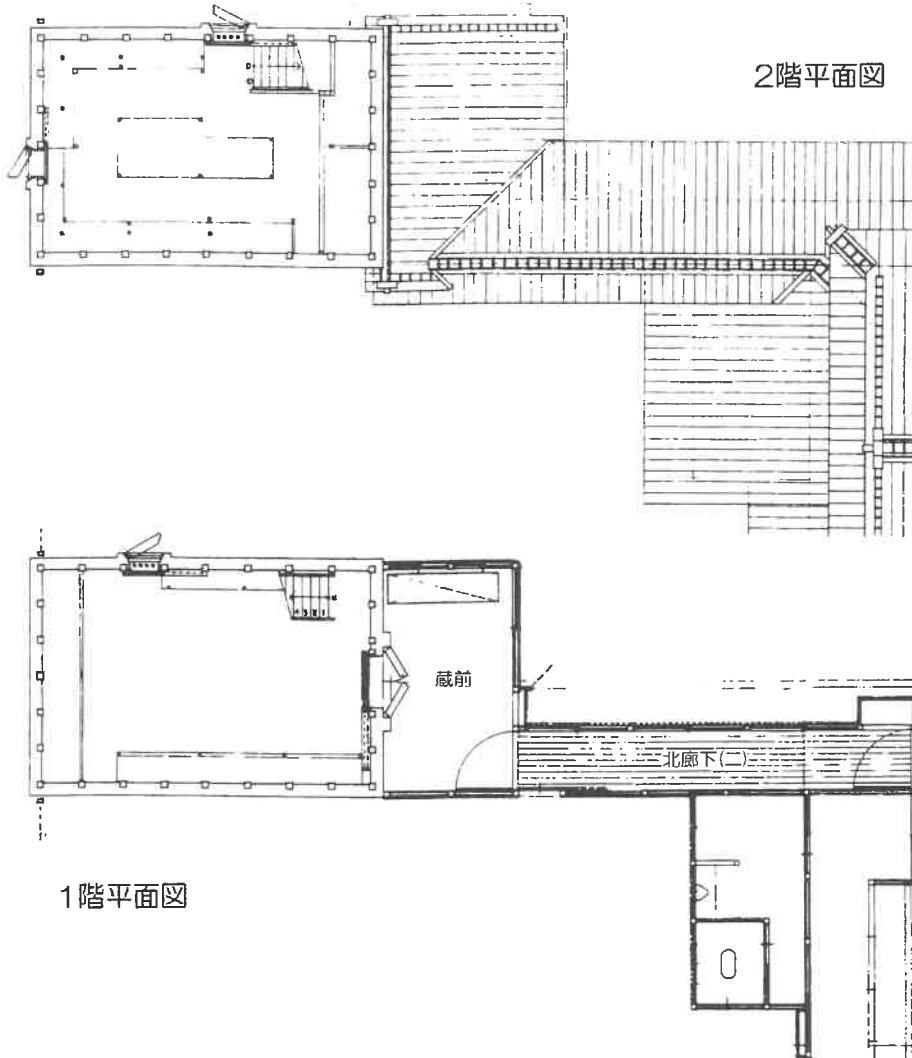


2階平面図

【別紙3-5】

# 桑名市六華苑

## 一番蔵平面図

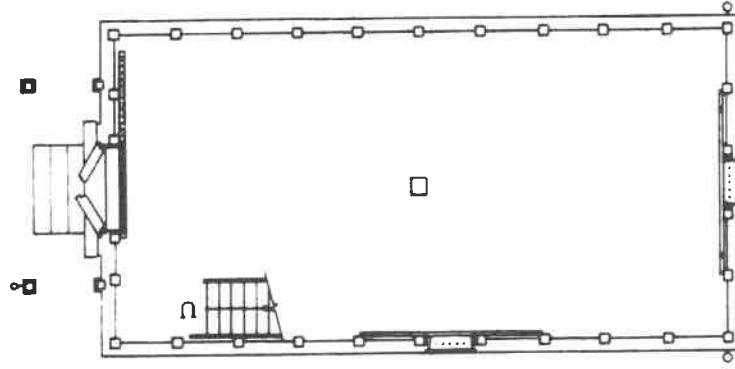




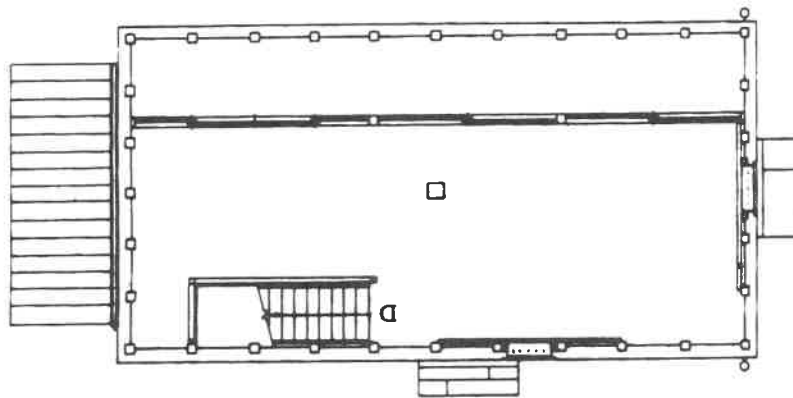
【別紙3-6】

# 桑名市六華苑

## 二番蔵平面図



1階平面図

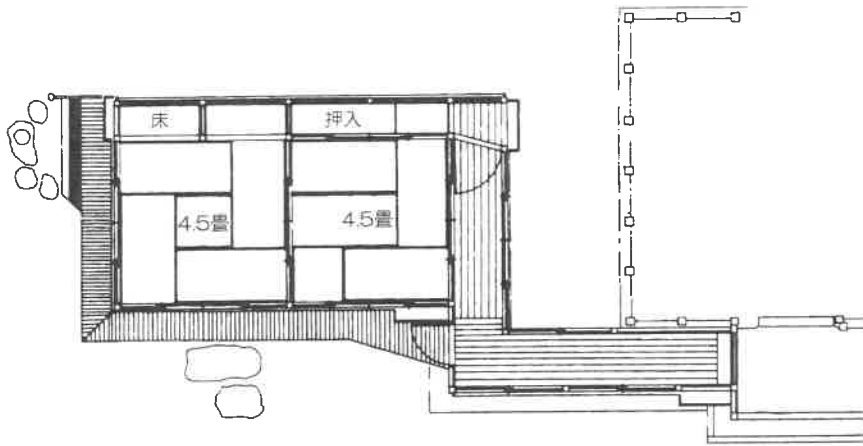


2階平面図

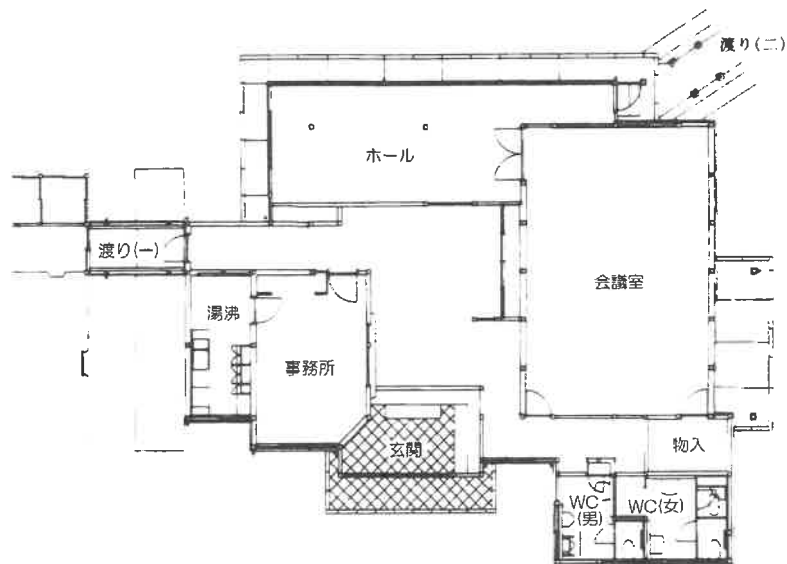
【別紙3-7】

# 桑名市六華苑

旧高須候御殿平面図



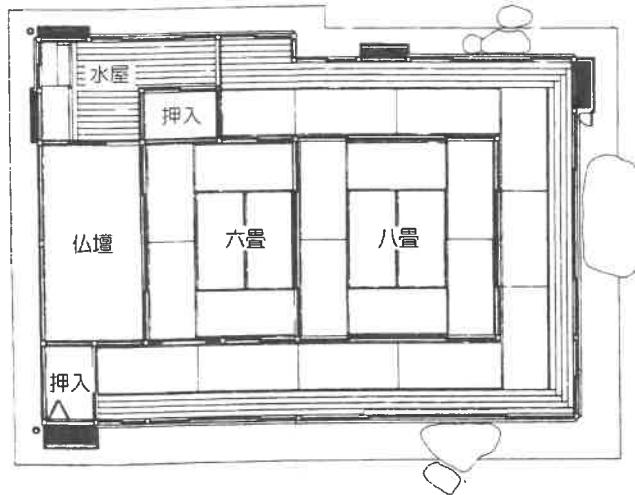
管理棟平面図



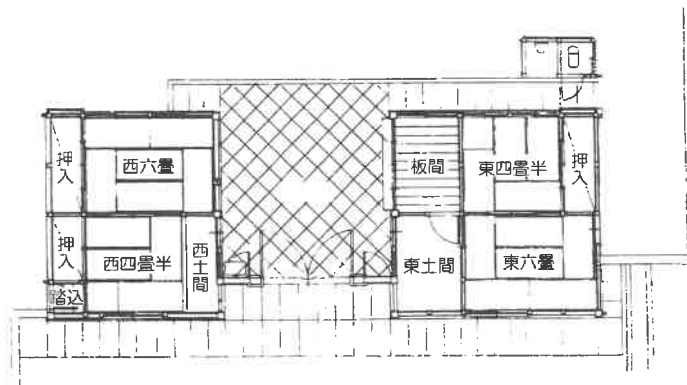
【別紙3-8】

# 桑名市六華苑

離れ屋平面図



長屋門平面図



## 別紙4-1 六華苑自主事業（令和4年度）

月	事業名	人数	事業
年間	物販事業 (書籍、名産品、オリジナル商品、自販機販売)		物販、飲食事業
年間	珈琲事業		物販、飲食事業
年間	呈茶事業		物販、飲食事業
年間	小鼓講座（前期5回・後期5回）	受講生10	継続の自主事業 講座
年間	オカリナ講座（前期5回・後期5回）	受講生21	継続の自主事業 講座
年間	絵てがみ講座（前期1回・後期6回）	受講生54	継続の自主事業 講座
年間	あぶりけ講座（前期6回・後期6回）	受講生22	継続の自主事業 講座
年間	雅楽講座（前期5回・後期5回）	受講生22	継続の自主事業 講座
年間	茶道を楽しむ（全10回） 前期・後期まとめて	受講生46	継続の自主事業 講座
年間	写真講座（前期5回・後期5回）	受講生12	継続の自主事業 講座
年間	千羽鶴講座（前期5回・後期5回）	受講生12	継続の自主事業 講座
5/7	春の舞楽会（1日目）	入場者数274	継続の自主事業 イベント・公演
5/8	春の舞楽会（2日目）	入場者数283	継続の自主事業 イベント・公演
5/15	バロックコンサート	入場者数30	継続の自主事業 イベント・公演
6/9～6/12	フローティングフラワー（花手水）	入場者数875	継続の自主事業 イベント・公演
6/19	月釜茶会（表千家）	入場者数107	継続の自主事業 イベント・公演
7/2～7/10	七夕飾り・テーブルコーディネート	入場者数685	継続の自主事業 イベント・公演
7/18	早朝庭園開放（1日目）	参加者数22	継続の自主事業 イベント・公演
7/18～7/24	手水鉢～夏の訪れ～	入場者数633	その他自主事業 イベント・公演
7/24	早朝庭園開放（2日目）	参加者数34	継続の自主事業 イベント・公演
8/5	ワンデイ手相講座	参加者数21	継続の自主事業 イベント・公演
8/10～8/31	はまぐり風鈴イベント	入場者数2088	その他自主事業 イベント・公演
8/11	ゆめはまちゃんぐリーディング	入場者数115	その他自主事業 イベント・公演
8/14・8/28	カフェスペースミニコンサート	入場者数447	その他自主事業 イベント・公演
8/16～8/31	六華苑クイズイベント	参加者数223	その他自主事業 イベント・公演
9/18	月釜茶会（裏千家）	参加者数115	継続の自主事業 イベント・公演
9/28～10/1	フローティングフラワー（花手水）	入場者数581	継続の自主事業 イベント・公演
9/28	ジョサイア・コンドル絵ハガキ交換	参加者数50	その他自主事業 イベント・公演
10/9	月釜茶会（遠州流）	参加者数55	継続の自主事業 イベント・公演
1/22	ワンデイ講座 早朝ヨガ	参加者数15	継続の自主事業 イベント・公演
1/16	十六夜コンサート	参加者数50	継続の自主事業 イベント・公演
10/29	バロックコンサート	入場者数30	継続の自主事業 イベント・公演
11/5	秋の舞楽会（1日目）	入場者数329	継続の自主事業 イベント・公演
11/6	秋の舞楽会（2日目）	入場者数356	継続の自主事業 イベント・公演
12/17～12/25	【クリスマス】洋館テーブルコーディネート	入場者数788	継続の自主事業 イベント・公演
12/24	六華苑 クリスマスコンサート	入場者数40	継続の自主事業 イベント・公演
1/4～1/9	四季の掛け軸展	入場者数744	その他自主事業 イベント・公演
1/15	月釜茶会（表千家）	参加者数117	継続の自主事業 イベント・公演
2/3	節分の日～福豆すくい～	入場者数19	その他自主事業 イベント・公演
2/9～2/12	花手水～バレンタイン～	入場者数673	継続の自主事業 イベント・公演
2/19	月釜茶会（裏千家）	参加者数144	継続の自主事業 イベント・公演
3/19	月釜茶会（遠州流）	参加者数66	継続の自主事業 イベント・公演

## 別紙4-2 六華苑自主事業（令和5年度）

月	事業名	人数	事業
年間	物販事業 （書籍、名産品、オリジナル商品、自販機販売）		物販、飲食事業
年間	珈琲事業		物販、飲食事業
年間	呈茶事業		物販、飲食事業
年間	小鼓講座（前期5回・後期5回）	受講生16	継続の自主事業 講座
年間	オカリナ講座（前期5回・後期5回）	受講生18	継続の自主事業 講座
年間	絵てがみ講座（前期6回・後期5回）	受講生46	継続の自主事業 講座
年間	あぶりけ講座（前期6回・後期6回）	受講生21	継続の自主事業 講座
年間	雅楽講座（前期5回・後期5回）	受講生21	継続の自主事業 講座
年間	茶道を楽しむ（全10回） 前期・後期まとめて	受講生59	継続の自主事業 講座
年間	写真講座（前期5回・後期4回）	受講生11	継続の自主事業 講座
年間	千羽鶴講座（前期5回・後期5回）	受講生12	継続の自主事業 講座
3/17～4/16	「わたしの幸せな結婚」関連展示	入場者数9535	その他自主事業 イベント・公演
4/15	月釜茶会（表千家流）	参加者数148	継続の自主事業 イベント・公演
4/29～5/7	【端午の節句】洋館テーブルコーディネート	入場者数4555	継続の自主事業 イベント・公演
5/13	春の舞楽会（一日目）	入場者数288	継続の自主事業 イベント・公演
5/14	春の舞楽会（二日目）	入場者数181	継続の自主事業 イベント・公演
5/21	月釜茶会（裏千家）	参加者数185	継続の自主事業 イベント・公演
5/28	六華苑ミニコンサート2023春 音楽の父と母	入場者数30	継続の自主事業 イベント・公演
6/18	月釜茶会（遠州流）	参加者数78	継続の自主事業 イベント・公演
6/25	大人の浴衣講座（1回目）	参加者数3	継続の自主事業 イベント・公演
7/1～7/9	セタイイベント（花手水は6日～9日）	入場者数1188	継続の自主事業 イベント・公演
7/2	大人の浴衣講座（2回目）	参加者数3	継続の自主事業 イベント・公演
7/9	大人の浴衣講座（3回目）	参加者数3	継続の自主事業 イベント・公演
7/29	六華苑 花火大会イベント	参加者数15	その他自主事業 イベント・公演
7/22～8/20	小沢芳彦写真展	入場者数2970	その他自主事業 イベント・公演
8/1～8/31	涼風はまぐり風鈴展示	入場者数3010	継続の自主事業 イベント・公演
10/15	月釜茶会（裏千家）	参加者数131	継続の自主事業 イベント・公演
10/7～10/15	二番蔵収蔵品展示	入場者数1464	その他自主事業 イベント・公演
11/11	秋の舞楽会（一日目）	入場者数295	継続の自主事業 イベント・公演
11/12	秋の舞楽会（二日目）	入場者数336	継続の自主事業 イベント・公演
11/18	ワンデイ講座（占い講座）	参加者数12	継続の自主事業 イベント・公演
12/3	六華苑ミニコンサート2023秋	入場者数50	継続の自主事業 イベント・公演
12/7～12/10	花手水	入場者数971	継続の自主事業 イベント・公演
12/24	メリノール クリスマスコンサート	入場者数70	継続の自主事業 イベント・公演
1/8	六華苑お正月イベント 長谷川優ライブイベント	入場者数100	その他自主事業 イベント・公演
1/22	月釜茶会（煎茶松風流）	参加者数90	継続の自主事業 イベント・公演
2/3	節分フォトスポット	入場者数163	その他自主事業 イベント・公演
2/22～2/25	花手水～フローティングフラワー	入場者数901	継続の自主事業 イベント・公演
2/25	桑名プレミアム体験	参加者数14	その他自主事業 イベント・公演
3/2～3/10	【桃の節句】洋館テーブルコーディネート	入場者数1422	継続の自主事業 イベント・公演
3/17	月釜茶会（表千家流）	参加者数116	継続の自主事業 イベント・公演
3/20	朗読女子LUCE 六華苑公演	参加者数28	その他自主事業 イベント・公演

別紙5 空調設備保守点検仕様書

1 保守点検の対象設備

施設名	部屋名等	室外機	室内機
六華苑	長屋門	R22JNS	F22JTNS-W
	管理棟事務室	RSRP63BT	FHCP63DB
	管理棟ロビー	RXUP224D	FXYWP224MC
	会議室	CRY8M(6205502)	SRYP8MB
	洋館(食堂)	RSXY5GA(6206776)	FXYL63G
	洋館(客間)	RSXY5GA(6206776)	FXYL63G
	一の間	RCY125B(6203841)	SVY63DA
	一の間(次の間)	RCY125B(6203841)	SVY63DA
	二の間	RAS-AP140HVM1	RPV-AP71K
	二の間(次の間)	RAS-AP140HVM1	RPV-AP71K
	番蔵棟(北側)	RSXY10GA	FXYM125GA
	番蔵棟(南側)	RSXY10GA	FXYM125GA
	離れ屋(内陣)	RTYJ50FT(5006670)	FXYJ50F
	離れ屋(外陣)	RTYJ50FT(5006659)	FXYJ50F

点検、保守については「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房省営繕部監修平成30年版)」に定める基準による。ただし、下記の基準以上のマニュアルを受注者で作成し、より合理的・効率的な保全業務に努める場合はこの限りでない。

2 保守点検内容及び作業

(1) 冷暖房開始時の検査設備・確認運転(年2回)

試運転調整、サイクル及び冷媒洩れ点検、保護装置動作調整、送風機用ベルト張り調整、機械本体及びエアフィルターの清掃、送風機用電動機及び軸受の給油

(2) 冷暖房運転時の中間診断(年2回)

運転状況の診断(保護装置・冷媒・圧力)、送風機用ベルト張り調整、機械本体及びエアフィルターの清掃、送風機用電動機及び軸受の給油、吸気口の点検及び清掃

## 別紙6 消防設備点検仕様書

1. 設置場所  
六華苑
2. 対象物件  
次の設備明細の消防用設備・自動火災報知設備等 1式
3. 目的  
本設備の機能保全のため、消防法第17条の3の3による点検業務に基づき、常時良好な状態を維持することを目的とする
4. 業務内容
  - (1) 消防法に基づき、別紙設備の機器点検及び総合点検を行う。
  - (2) 点検を実施した後、速やかに消防法等に定められた様式に従い、報告書を作成し、提出する。
  - (3) 点検は年2回行い、外観・機能点検1回、総合点検1回とする。
  - (4) 報告書は2部作成するものとし、また実施時期ごとに作成する。
5. 設備明細

消火器具	20本
屋内消火栓設備	1式
(水源、加圧送水装置、配管等、屋内消火栓箱等、耐震装置)	
自動火災報知設備	
予備電源・非常電源	1式
受信機・中継器	6台
音響装置	11台
感知器	
差動式スポット型感知器	112台
定温式スポット型感知器	22台
光電式スポット型感知器	16台
誘導灯及び誘導標識	2台
非常電源(非常電源専用受電設備)	1式
その他、先の設備に関連する附属設備	
6. その他  
不時の事故、故障等により発注者の要請があれば直ちに技術員を派遣して修理・調整を行わなければならない。

## 別紙7 池浄化設備保守点検仕様書

### 1 業務の目的

設備全般の適切な保守整備を行い、快適な環境を作りその機能を十分発揮するように常に事故の予防に努めるとともに、各機器の耐久化を図る。

### 2 業務の内容

#### ○点検（2か月に1回）

- ・ろ過機
- ・ブローアポンプ
- ・コンプレッサー
- ・ヘアーキャッチャー
- ・銀イオン殺菌装置
- ・ろ過制御盤
- ・ろ過ポンプ
- ・滝ポンプ
- ・ポンプピット
- ・滝ポンプ制御盤
- ・機械室内
- ・その他必要な箇所

#### ○清掃（2か月に1回）

- ・除じん器内部、ポンプストレーナー周り、機械室内、その他必要な箇所の清掃

#### ○その他

- ・銀イオン剤（MRE-AG）交換（年3回）
- ・水質検査（4検体）：生物化学的酸素要求量・化学的酸素要求量・色度・濁度（年3回）
- ・銀イオン剤の消耗確認（毎点検時）
- ・配管等の確認（毎点検時）

### 3 作業員及び作業時間等

- ・池浄化設備の保守点検に関する業務経験及び技術力が豊富な人材を派遣すること。
- ・保守点検は、六華苑の開苑時間内に行うこと。

### 4 報告書の提出等

点検終了後に保守点検報告書を提出し、設備に異常がある場合は速やかに報告すること。





別紙9 清掃業務標準作業指示書

日常清掃	
1. ガラス・さん	ガラスは、きれいなガラス専用タオルで水ぶきしてその後きれいな専用タオルでからぶきする。
2. トイレ内	陶器類・トイレクリーナーで洗い水洗いする。 床・掃き拭きトイレ専用ほうきで掃いた後トイレ用モップで水ぶきする。 鏡・ガラス専用タオルで水ぶきして乾いた専用タオルで乾拭きする。 汚物・汚物処理袋に入れて処理する。 ドア等・基本的には、雑巾で水ぶき仕上げする。汚れがひどい時はクリーナーを使用して水ぶきする。 ステン金属類・水ぶき、乾拭きで仕上げツヤを出す。 ペーパー補充、手洗い洗剤等の補充。
3. 床・板の間	床のごみを取り除き、板専用モップで乾拭き仕上げ汚れがひどいときは雑巾がけ。
4. 柱・白木等ス ス・ほこり取り	基本作業は、専用のすす払い器で丁重にすすを取る。 注：木のささくれ等に引っかからないように細心の注意をはらって作業を行う。
5. じゅうたん	電動真空掃除機、又は手動タイプの掃除機を使って丁重に掃除機をかける。壁・家具等に当たらないよう十分注意する。シミがあるときはシミ取剤を使用して水ぶきを行う。
6. 畳ほうきかけ	専用の畳ほうきで、畳の目にそって丁重にほうきがけをする。
7. 見回りごみ拾い	施設内の指示された箇所の見回りをを行い、目視できるごみを分別して収集指定の箇所に集積または処分する。
8. 紙屑取り捨て	指示された箇所の紙屑入れのごみを分別して収集し、指定された場所に集積または処分すること。また、容器を清潔に保つこと。
9. タタキ床（モル タル）	タタキ専用ほうきでほうきかけ、状況に応じて水洗水切り仕上げ。
10. 襖・障子等建 具（枠）	基本作業はほこり取りで、きれいなタオルで乾拭きする。 汚れた箇所があれば、かたく絞った水ぶきタオルでふきからぶきタオルで乾拭きする。
11. 塩ビ床	ほうきかけ、水ぶきモップかけ（かたく絞ったモップ等で）
12. タイル	シダほうきかけ（状況により水洗）
13. すのこ板	ほうきかけ、専用パットで水ぶきする。
14. 家具	専用の綺麗なタオルでほこり等を取り状況により水ぶきする。

定期清掃	
1. ガラス	洋館及び塔屋外側の窓ガラス拭きを実施する。（3か月に1回） 塔屋3・4階内側の窓ガラス拭きを実施する。（3か月に1回）

本指示書は、六華苑に係る作業の標準的な内容を記載したものであるもので、特殊な建物で、この指示書によることが不適切であると思われる事項については、施設長と十分協議して対処すること。

別紙10 便所消臭除菌装置設置仕様書

設置個所と数量

場所	種別	サニタイザー (小便器)	オートサニタイザー (小便器)	芳香自動噴霧器	便座クリーナー (大便器)
屋外便所	男子	1	1		1
	女子				1
	多目的				1
内玄関棟 事務所横	男子		2		1
	女子			1	1
計		1	3	1	5

芳香剤、消毒殺菌剤、洗浄剤は、1年間で6回以上取り替えること。

## 別紙 1 1 警備業務委託共通仕様書

### 1 適用

- (1) 本共通仕様書(以下「共通仕様書」という)は、施設警備に関する業務に適用する。
- (2) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 共通仕様書の規定は、別の定めがある場合は適用しない。

### 2 業務目的

本業務は、警備対象施設において起こりうるあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 警備方法

警備業務対象施設の警備業務を機械警備により行うものとする。

機械警備業務とは、警備業法第2条第5項に定義されるもので、警備業務対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を、受注者の基地局(機械警備業務に係る受信機器の設置された警備業務対象施設以外の施設)に設置する受信機器へ送信し、その受信機器の表示により、警備員が警備業務対象施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

#### (2) 機械警備業務

業務内容は次に掲げるものとする。

##### ア) 警備業務用機械装置

- ① 施設のドア、ガラス等の開閉又は破損を感知する機能
- ② センサーが感知した内容を表示する機能
- ③ 火災発生を感知する機能
- ④ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- ⑤ 非常通報装置により非常信号を感知する機能
- ⑥ 警備の開始、解除の操作を行う機能
- ⑦ 基地局に異常等の信号を送信する機能
- ⑧ 一般公衆回線の断線を監視する機能
- ⑨ 一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能

##### イ) 業務内容

- ① 基地局において盗難等の事故や破壊行為等不法行為の発生、その他異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を点検し、異常の

有無を確認する。なお、必要に応じて次の業務を行うものとする。

- ・ 現場に応じた緊急措置
  - ・ 施設管理担当者への連絡
  - ・ 基地局への連絡
  - ・ 警察、消防署等への通報
- ② 警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに発注者に通報するものとする。
- ③ 警備装置の発報時にあつては、警備業法第43条の規定により定めた「三重県機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」に規定する時間を限度とし、現場に急行するものとする。

#### 4 警備装置等の設置、取替、変更、撤去及び保守・点検

##### (1) 設置

- ① 警備装置の設置費及び本業務に付随する諸経費は全て受注者の負担とする。ただし、警備に必要な機器類の電気使用料については、発注者の負担とする。
- ② 警備装置の設置の際には、既存の機器に影響がないように留意することとし、影響が生じた場合、受注者の負担により速やかに修復を行うものとする。

##### (2) 取替え

発注者は履行開始後、受注者の設置した警備装置について、本契約の警備内容に十分対応できないと判断した場合、受注者の負担により機器類の全て又は一部を取り替えさせることができる。

##### (3) 変更

受注者の都合により警備装置等の規格等に変更が生じた場合は、速やかに施設管理担当者と協議のうえで、受注者の負担により取り替えるものとする。

##### (4) 撤去

履行期間終了後は、発注者が不要と認めた場合を除き、受注者が警備装置を撤去して現状に復するものとし、これに要する費用については、受注者の負担とする。

##### (5) 保守・点検

受注者は、設置された警備装置の機能を保全するため、適宜保守・点検を行う。

#### 5 業務の引き継ぎ

契約の解除または終了に伴い、次期業務受注者が決定されたときは、受注者の責任により次期業務受注者が円滑かつ支障なく業務ができるよう、発注者が必要と認める期間において、良心的に業務の引き継ぎを漏れなく行うとともに必要な資料をすべて提供するものとする。

## 6 提出書類

受注者は警備業務履行にあたり、警備業法第19条及び警備業法施行規則第33条に規定する書類を発注者へ提出することとする。

### (1) 業務計画書

警備業務実施に先立ち、施設管理担当者と協議のうえ作成し、次の事項を記載すること。

- ① 本警備業務の履行に関して業務を統括する業務責任者名及び警備体制などがわかる緊急連絡系統図
- ② 警備装置の設置箇所、種類及び仕様、配置図等の警備計画
- ③ 基地局又は待機所から施設までの路程及び移動時間
- ④ その他施設管理担当者が指定した事項

### (2) 施設に出入する警備員の名簿

### (3) 業務報告書

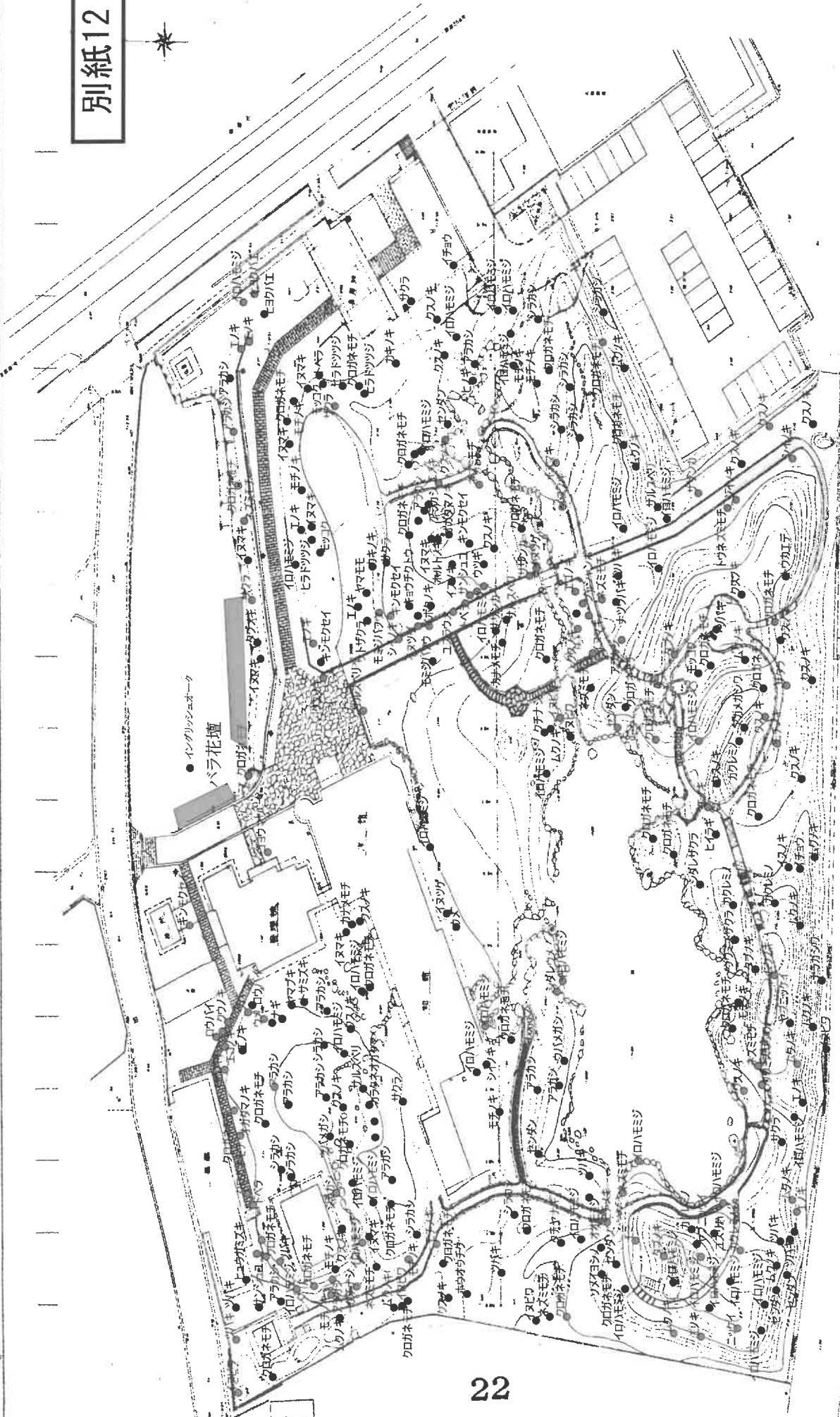
各月の警備業務の提供が完了したときは、職員の履行確認を受け、提出するものとする。

## 7 その他

施設の改修等により、既設の警備装置の移設及び変更等の必要が生じた場合、発注者は事前に受注者へ通知するものとし、当該工事費は発注者・受注者協議のうえ、定めるものとする。

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者・受注者協議のうえ、決定するものとする。

別紙12



公園名称	公園計画	公園種別	公園種別
公園種別	公園種別	公園種別	公園種別
公園種別	公園種別	公園種別	公園種別
公園種別	公園種別	公園種別	公園種別

公園名称	公園計画	公園種別	公園種別
公園種別	公園種別	公園種別	公園種別
公園種別	公園種別	公園種別	公園種別
公園種別	公園種別	公園種別	公園種別